

国際教養大学研究費規程

平成 16 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 7 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 2 条）
- 第 2 章 教員研究費（第 3 条－第 8 条）
- 第 3 章 学長プロジェクト研究費（第 9 条－第 13 条）
- 第 4 章 研究費の執行等について（第 14 条－第 21 条）
- 第 5 章 委任（第 22 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）における効率的な研究の推進に資するため、研究費に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において使用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとする。

- （1）教員研究費 基礎的な研究の推進を図るとともに、教育効果を高めることを目的に本学の教員に対し配分する研究費
- （2）学長プロジェクト研究費 教員の研究意欲を喚起し、教育研究の活性化を図るとともに、県内の産業、教育、文化等の振興及び国際貢献に資するため、本学の教員で構成される研究グループに対し配分し、研究成果の公表が期待される研究費

第 2 章 教員研究費

（配分の対象）

第 3 条 教員研究費は、本学に在職する専任の教授、准教授、助教、講師及び一定の条件を満たす特任教員（以下、「教員」という。）に対し配分するものとする。

（特任教員への研究費）

第 4 条 特任教員の中で、当該年度において授業科目を開設する者及び授業以外の本学業務に携わる者には教員研究費を配分する。

- 2 配分額は第 5 条で定める標準教員研究費の通知により学長が示し、教授、准教授等の区分あるいは業績評価等にかかわらず一定額とする。

(標準教員研究費)

第5条 学長は、大学の経営状態、社会経済の動向等を総合的に勘案し、毎年3月末までに翌年度の、教員の標準的な教員研究費（以下「標準教員研究費」という。）を定め各教員に通知するものとする。

(研究計画書等の提出)

第6条 教員は、毎年4月中旬までに教員研究費配分申請書（様式第1号）、教育研究計画書（様式第2号）、前年度研究実績報告書（様式第8号）を英文で作成し、学長へ提出しなくてはならない。

(研究計画書等の審査及び配分額の決定)

第7条 研究運営委員会（以下、「委員会」という。）は、学長が前条により提出を受けた研究計画書、研究実績報告書の内容、費用その他必要な事項を審査するものとし、学長は、委員会の審査を経て、毎年5月10日までに最終的な教員研究費の配分額を決定するものとする。

2 学長は、前項の規定により配分額が決定したときは、速やかに教員研究費配分額決定通知書（様式第3号）により、各教員に通知するものとする。

(任期初年度の教員)

第8条 前2条の規定にかかわらず、任期初年度の教員の教員研究費は、原則として、標準教員研究費を配分額とする。

2 前項の規定に基づき、配分を受けた教員は、別に定める日までに、教育研究計画書（様式第2号）を作成し、学長に提出しなくてはならない。

第3章 学長プロジェクト研究費

(配分の対象者等)

第9条 学長プロジェクト研究費は、本学の教員で構成される研究グループ（以下、「研究グループ」という。）の代表者に対し配分するものとする。

(研究計画応募の課題等)

第10条 学長は、毎年3月末までに翌年度の学長プロジェクト研究の課題等について定め、教員に通知するものとする。

(学長プロジェクト研究計画書等の提出)

第11条 学長プロジェクト研究費の配分を受けようとする教員又は研究グループの代表者は、前条の応募方針に基づき、毎年4月下旬までに学長プロジェクト研究費配分申請書（様式第4号）及び学長プロジェクト研究計画書（様式第5号）を作成し、学長に提出しなければならない。

2 また、当該年度の前年度に学長プロジェクト研究費の配分を受けている教員又は研究グループの代表者は、同じく4月下旬までに研究実績報告書（様式第8号）を

学長に提出しなければならない。

(研究計画書等の審査)

第12条 委員会は、学長が前条により提出を受けた学長プロジェクト研究計画書、研究実績報告書の内容、費用その他必要な事項を審査するものとする。

(配分額の決定)

第13条 学長は、前項の審査を経て、毎年5月10日までに審査を終了し配分額を決定するものとする。

2 学長は、前項の規定により配分額が決定したときは、速やかに学長プロジェクト研究費配分額決定通知書(様式第6号)及び学長プロジェクト研究審査意見書(様式第7号)により、学長プロジェクト研究計画書を提出した研究グループの代表者に対し通知するものとする。

第4章 研究費の執行等

(研究費の調整)

第14条 教員研究費、学長プロジェクト研究費とも、専任教員に配分された研究費の額は、実際に授業を担当しない場合でも減額されない。また、年度の途中で新たに雇用された教員及び年度途中で退職する教員には、標準教育研究費を配分する。この際、1の月に満たない日数はこれを切り捨てて計算する。

(研究費の使途範囲)

第15条 研究費は、研究活動を推進するため直接必要となる経費のみに使用してはならない。

2 前項に規定する研究費の対象範囲は、消耗品費、備品費、図書費、旅費交通費、通信運搬費、賃借料、諸会費、報酬、委託料及び手数料とする。

3 次の各号については、研究費の対象外とする。

(1) 月極めで支払われる給与

(2) 学会等の懇談会費

(3) 受講の結果資格が得られるセミナー、講習会、研修会等への参加にかかる経費

(4) 市販される著作物の出版にかかる経費

(5) 水道光熱費の支払い

(6) 建物施設に関する経費

(7) 研究分担者に対する謝金や報酬

(8) 他の研究助成金と合算しての物品の購入

(9) 契約期間が年度を超える賃借料

(10) その他研究に直接関連性のない経費

(研究補助)

第16条 前条第2項に規定する報酬は、研究活動を推進するための補助として、学生アルバイト等短時間労働者に支払う報酬を含むものとする。採用手続き、報酬水準の決定、報酬の支払いにあたっては事務局企画課がこれを行う。

(研究計画の変更)

第17条 教員又は研究グループが配分決定後に研究計画書に記載された研究の目的、内容及び金額について重大な変更をしようとするときは、あらかじめ学長に研究計画変更書を提出し、承認を受けなければならない。

(研究費の執行)

第18条 教員又は研究グループの構成員が研究費を執行しようとする時は、旅費については様式第9号により、また物品等については様式第10号により、請求しなければならない。

2 研究費は、原則として年度末までに執行するものとし、翌年度に繰り越すことはできない。年度を超える研究については、再度、翌年度分の配分申請を行う。

3 研究費の執行においては、基本的に本学の会計関係諸規程及び旅費規程で定める手続きに準拠する。なお、教員の出張にかかる服務及びその旅費の支弁に関する事項に関して、本学服務規程及び旅費規程において定める以外に必要な事項は、学長が別に定める。

(学長の調査)

第19条 学長は、研究費の適正な運用を期すため、必要に応じ調査を行うものとする。

(取消又は返還命令)

第20条 学長は、委員会と協議し、次の各号に該当する場合は研究費の配分を取消し、又は研究費の全部若しくは一部の返還を命じるものとする。

(1) 決定を受けた研究を中止した場合

(2) 決定を受けた研究を遂行する見込みがなくなった場合

(3) 決定を受けた研究費について研究計画書に記載された目的以外に使用した場合

(4) 研究費の取扱いがこの規程に違反した場合

(設備等の管理)

第21条 研究費により購入した取得価格10万円以上の設備、備品又は図書は、法人が管理するものとする。

第5章 委任

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、研究費に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第5条、第6条、第8条第1項及び第2項、第11条、第12条第1項、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、開学後最初の年度の研究費の配分等に関する手続きは、別に定める日までに行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する専任の教授であった者で引き続き本学に在職するものうち、理事長が期限を定め特に指定するものにあつては、その期限までの間は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。